

川崎市交通局乗車料金集金業務等委託仕様書

1 件名

川崎市交通局乗車料金集金業務等委託

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 契約形態及び支払について

- (1) 契約形態は総価契約とする。
- (2) 支払いは月払いとし、交通局委託契約約款に基づき、各月の委託業務完了届及び業務実績表（集金日を記載したもの）、請求書が正当であると確認された後に支払うものとする。なお、業務実績表の様式は任意のものとする。

4 委託内容

(1) 集金業務について

①交通局（以下「発注者」という。）が指定する場所から指定する場所までの集金及び搬送を行う。

②集金業務は、契約書に定める期間において、月曜日・水曜日・金曜日の週3日間行うこと。

ただし、「鷺ヶ峰営業所定期券発売窓口」については、12月29日から1月3日までの期間が休業日であるため除く。なお、特別の事由が生じた場合は、双方協議のうえ、速やかに決定するものとする。

③集金時間は、午前9時30分から午後3時の間とする。ただし、各集金対象営業所（以下「対象営業所」という。）及び集金対象発売窓口（以下「対象発売窓口」という。）に到着する時間は集金日によって大きく異なる時間とならないようすること。また、やむを得ない事情で変更がある場合は、双方協議のうえ、速やかに決定する。

④対象営業所・対象発売窓口詳細及び取扱責任者は次のとおりとする。

対象営業所	所在地	TEL・FAX	取扱責任者
川崎市交通局 上平間営業所	川崎市中原区 上平間1140	TEL 044-522-6492 FAX 044-522-6493	上平間営業所長
川崎市交通局 塩浜営業所	川崎市川崎区 塩浜2-2-1	TEL 044-288-0972 FAX 044-288-0977	分任企業出納員
川崎市交通局 井田営業所	川崎市高津区 明津98	TEL 044-777-6888 FAX 044-766-0518	井田営業所長
川崎市交通局 鷺ヶ峰営業所	川崎市宮前区 菅生ヶ丘41-1	TEL 044-977-5222 FAX 044-977-5223	分任企業出納員

対象発売窓口	所在地	TEL・FAX	取扱責任者
鷺ヶ峰営業所定期券発売窓口 (営業所内)	川崎市宮前区 菅生ヶ丘41-1	TEL 044-977-5222 FAX 044-977-5223	公金徴収等業務受託者

※ 「川崎市交通局鷺ヶ峰営業所」と「鷺ヶ峰営業所定期券発売窓口」の集金場所は同じだが、分けて集金・精査すること。

- ⑤受注者は、あらかじめ「集金業務担当者名簿」及び「集金日程表」を対象営業所、対象発売窓口及び交通局管理課あて提出すること。
- ⑥集金業務担当者は、写真付きの身分証明書を携帯し、取扱責任者の請求があった場合は、速やかにこれを提示すること。
- ⑦受注者は現金の搬送に必要な搬送用バッグ（施錠可能なもの）及び封印具を必要数用意すること。封印具については、日付及び対象営業所名・対象発売窓口名が記入可能で封印後は封印具を壊さないと開封が不可能なものとする。また、搬送用バッグ及び封印具は履行開始日前までに必要数を対象営業所及び対象発売窓口に搬入すること。
- ⑧発注者は売上日ごと受託者の用意した搬送用バッグに紙幣を格納後施錠し、売上日及び対象営業所名・対象発売窓口名を記入した封印具で硬貨を格納した麻袋を封印した上で引き渡す。
- ⑨現金授受は、集金日に売上日ごとにまとめた⑧の搬送用バッグ及び麻袋を受託者に引き渡すことで行う。また、受注者の用意する受渡簿に双方の確認印を押印すること。
- ⑩対象営業所は、売上日一日あたり搬送用バッグ1個と麻袋2個程度使用する。対象発売窓口は、売上日一日あたり搬送用バッグ1個と麻袋1個程度使用する。

(2) 集金した現金の精査等について

- ①受注者は集金した現金を精査し、発注者が提供する払込書に精査した金額の総額を記入した上で現金を指定搬送先に搬入し、払込書を用いて集金日の翌日から起算して2営業日までに指定する金融機関の発注者預金口座に入金すること。なお、入金方法については発注者の了承を得た上で変更することができる。また、営業日は金融機関の営業日とする。
(搬送先：株式会社横浜銀行 事務サポートセンター現金手形精査（横浜市港北区新横浜）)
- ②受託者は精査結果を売上日ごとに対象営業所及び対象発売窓口を分けて集計した一覧を対象営業所、対象発売窓口及び交通局管理課に集金日から3日以内に送付すること。

5 委託条件

受注者は、委託業務の履行に当たり、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 都道府県公安委員会が認定した「貴重品運搬警備業務2級」以上の資格を有する者を常に1名以上従事させること。
- (2) 搬送先への搬入が可能であること。

6 その他

- (1) 搬送用バッグ、封印具及びその他現金の受け渡しに必要なものについては、受託者の負担で用意すること。ただし、払込書は発注者が用意する。
- (2) 対象営業所は履行期間中全日営業しており、毎日売上げがある。対象発売窓口は休業日である12月29日～1月3日までを除いた期間毎日売上げがある。
- (3) 搬送用バッグ等受託者が用意したものについては、契約期間満了後速やかに回収すること。
- (4) 搬送先における指定する金融機関の発注者預金口座への振込に要する手数料は発注者が負担するものとする。
- (5) その他委託した業務等について疑義が生じた場合は、発注者受注者双方で協議を行う。

－以下余白－